

第11章 計画の推進・進行管理

1 推進体制

本計画は、市民、事業者、学校、行政をはじめとする、本市に集うすべての人による取組のもとで推進するものです。

計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、市民や事業者の取組の促進や計画の進行管理を行います。

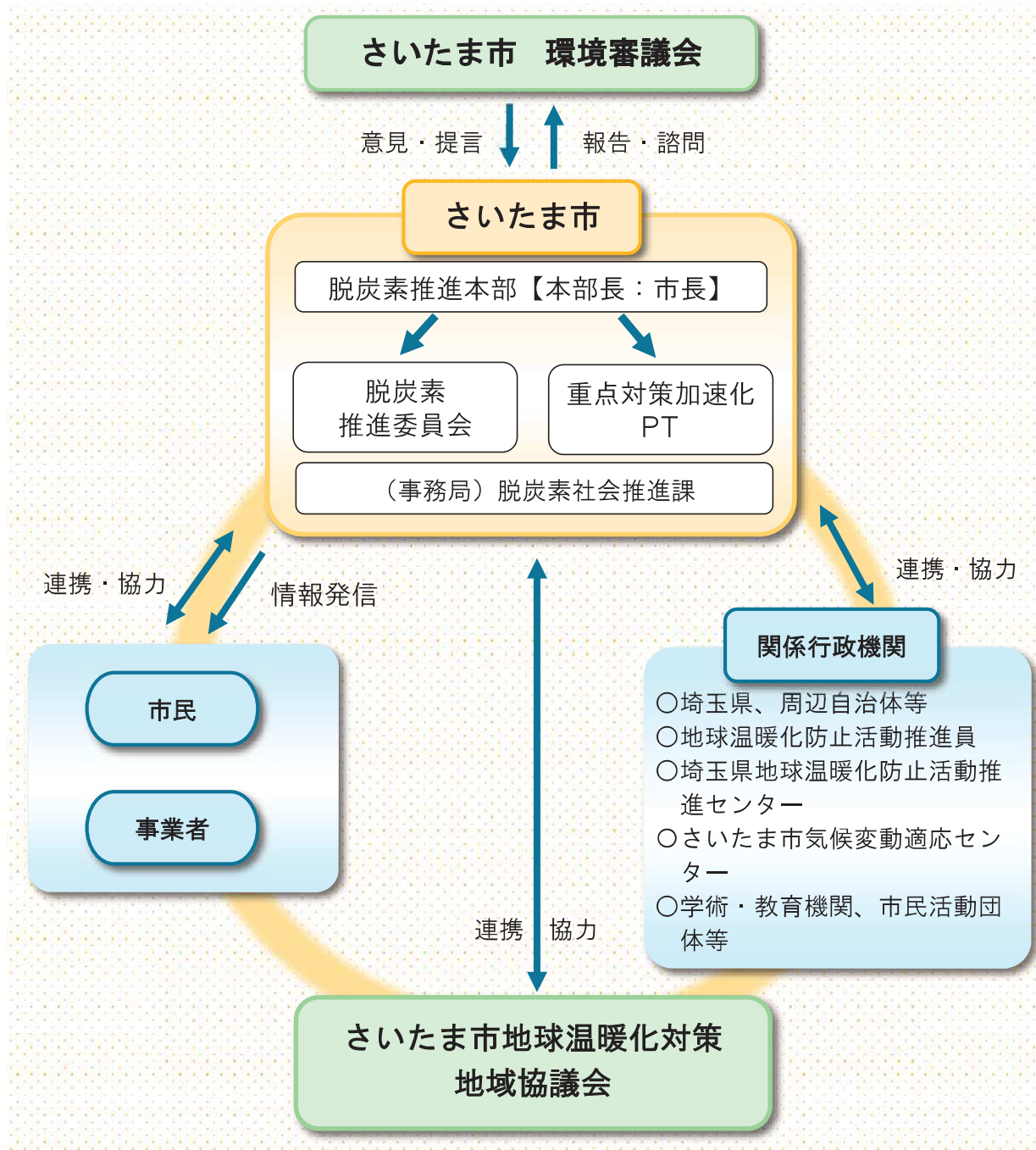


図59 推進体制

(1) さいたま市地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)

地域協議会は、本計画に基づき、市民、事業者及び行政の協働の下に、市域の温室効果ガス排出の削減等に関して必要な取組等について協議し、具体的に対策を実践することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ります。なお、地域協議会は「地球温暖化対策推進法」第40条第1項の規定に基づいて組織された団体です。地域協議会は、統括と進行管理等を行う全体会議と、具体的な個別事業を行う運営委員会で構成します。

(2) 庁内検討体制

さいたま市における脱炭素分野の最上位検討組織である「さいたま市脱炭素推進本部」は、市長が本部長を務め、脱炭素化に係る施策の企画及び各種取組の推進を図ります。また、推進本部会議所掌事務を具現化するため、各関係課課長が委員を務める「脱炭素推進委員会」や、国から令和5(2023)年4月に採択された重点対策加速化事業を推進する同じく課長級の「重点対策加速化PT」を立ち上げ、脱炭素社会の実現に向け、全庁が一体となった検討体制を構築しています。

(3) 市民等の参加と協働の仕組づくり

本計画で定める地球温暖化対策の推進にあたっては、市民や事業者等との連携強化を図り、行政と市民や事業者との役割分担を検討するとともに、情報提供や地域との意見交換等を通じた市民等の参加と協働の仕組みづくりを行い、事業の効率的・効果的な推進に努めます。

(4) 埼玉県、周辺自治体等との連携・協力、国への要望活動等

施策の推進に当たり、交通対策や森林吸収源対策等、市域を超えた広域的視点から検討が必要な課題については、埼玉県や周辺自治体と連携・協力して取り組みます。また、指定都市市長会や九都県市首脳会議等にて、国への提言や要望活動を行っています。

(5) 地球温暖化防止活動推進員、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

本市は、「地球温暖化対策推進法」に基づいて任命されている地球温暖化防止活動推進員や、県内の地球温暖化対策の推進拠点となる埼玉県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、各主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する助言・相談、人材育成、調査・研究を推進します。

(6) 学術・教育機関、市民活動団体等との連携・協力

施策の性格に応じて、学術・教育機関、市民活動団体等との連携・協力により進めます。また、地球温暖化防止活動に取り組む市民活動団体等と本市との連携・協力による取組の促進を図ります。

(7) 各種行政計画との連携・調整

本計画は、市域からの温室効果ガス排出抑制に向けた中長期的な基本計画であり、かつ「第2次さいたま市環境基本計画」に基づく部門別計画です。よって、他の行政計画においても地球温暖化防止に関連する部分については、この計画の基本的な方向に沿って策定・推進していく必要があります。必要に応じて連携・調整及び見直しを図ります。

(8) 計画や取組の適切な広報・PR

本計画の内容や取組を市民や事業者に対して適切に周知するとともに、「見える化」等の様々な手法を通じて、計画に基づく取組の成果を積極的に広報PRし、取組意欲の向上、取組の輪の拡大に努めます。また、新しい技術やツールを活用した情報発信を検討します。

2 進行管理

本計画の進行管理は、市民、事業者、学校、行政等すべての主体のパートナーシップによって行います。市民、事業者、学校、行政等すべての主体は、本計画に沿ってその責務や役割に応じた取組を決定します(PLAN:計画)。それぞれの取組を自主的、積極的に、パートナーシップのもとに実行します(DO:実行)。本市は、どのような取組が行われ、どのような成果があったか等を毎年とりまとめ、年次報告書を作成し、公表します。また、環境審議会のほか、市民、事業者等からの意見や提言を踏まえ、本計画の目標の達成状況や取組の点検・評価を行います(CHECK:点検・評価)。点検・評価の結果に基づき、次年度の取組をより適切に行えるように、取組を見直します(ACT:見直し)。これらのPDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の改善を図ります。PDCAサイクルは、計画の進行管理に係る全期間と、事業の進行管理に係る毎年度の2種類を運用します。

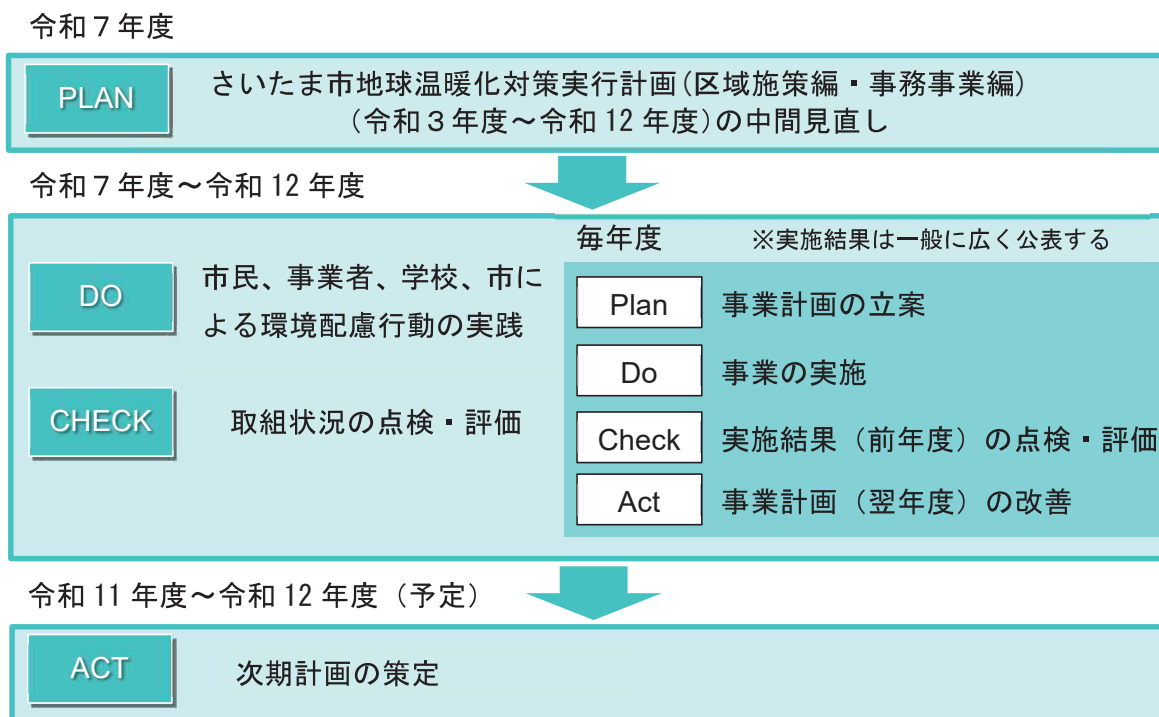


図60 PDCAサイクルによる計画推進の流れ